

教育委員会協議会記録

1 日 時 平成17年2月16日(水)午後7時35分～午後8時20分

2 場 所 小田原市役所 602会議室

3 出席者

(1)教育委員

安藤委員長、島田委員、桑原委員、江島教育長

(2)事務局職員

石嶋学校教育部長、寺山学校教育部次長、杉崎教育総務課長、大場学校教育課長、
青木学校教育課長補佐(学事)、椎野学校教育課長補佐(指導)

(書記)関野教育総務課総務担当主査、田代教育総務課主査

4 概 要

(1)報告事項

ア 学校2学期制研究協議会報告書について

資料1により、学校教育課長が説明。

学校教育課長...本協議会では、平成16年9月から平成17年2月までの間、3回にわたり小・中学校の学校2学期制に関して、そのメリットや課題、今後の方向性を中心に、協議を行いました。以下、各委員からの様々な意見を4項目に集約し、次のとおり報告します。1 学校2学期制の取組に見られる学校教育の改善についてですが、学校2学期制を実施することにより、今日的な学校教育の課題を改善する次のようなメリットが考えられるとの意見が出されました。項目については、順不同とし、個々の意見について、別紙を御覧ください。子どもの学力・学習力の向上から教育委員会の教育施策の推進まで委員の生の意見であります。次に、2 学校2学期制実施上の課題及び課題への対応についてですが、学校2学期制実施上の主な課題として、保護者・地域への「学校2学期制の考え方」の十分な説明と周知から教育委員会の教育施策の明確化まで課題が考えられるとの意見が出され、今後、これらの課題を解決するための対応が必要であります。次に、3 学校2学期制の実施については、(1)実施する場合、実施の形態について(2)全校で実施する場合、実施

の開始時期について(3)全校で実施する場合、市や学校が配慮すべき事項についての意見です。次に、4 その他の意見等については、学校2学期制の実施について、様々な意見が出され、中でも、学校2学期制の実施について、市教育委員会で今後の見通しについて明確にすべきという意見が多くありました。その他の意見については、別紙のとおりであります。また、2学期制研究協議会6校資料も後程お読みいただければと存じます。

安藤委員長 ... 2学期制を実施して無駄を省き、その分子どもにより目を向けてもらえることを望みます。また、先生は皆追い詰められている印象を受けます。教職員にもゆとり、リフレッシュが必要です。休暇を取得しやすい環境づくりも必要ですね。

学校教育部長...教育委員会としての平成18年度以降の2学期制の方針について、平成17年夏頃までに方向性を出したほうが良いと思われまます。今回の報告は将来方向性を決めるときの参考にしていただきたい。

イ 教職員の不祥事について

追加資料により、学校教育課長が説明。

学校教育課長...今回の件につきましては、昨年12月の教育委員会協議会で報告をし、御意見をいただきましたが、その後、教育委員の皆様御意見を勘案させていただきながら検討を重ね、次のように取り扱うことといたしましたので、報告させていただきます。平成16年12月に時点で取り上げました6点の中で、お手元にあります の2点につきまして、2月2日付けで、県教育委員会に事故報告書を提出いたしました。平成16年9月頃、昼休みに、A教諭は、被害児童達から、「追いかけて。」「鬼になって。」と言われたが、その時は、追いかけるような格好をただけで実際には追いかけて、その後、昼休みの13時20分頃、A教諭が職員室に行く途中、北階段下の廊下で、女子児童Bを見つけ、A教諭はゲームの途中のつもりで、自分の右手で女子児童Bの右腕をつかんで、左手で女子児童Bの左腰やわき腹をくすぐった。女子児童Bは追いかけてっこをやめていたつもりだったので、非常に驚いた。平成16年10月

13日、昼休みに、女子児童Bが、図工展に出品する作品を手直しするため絵の具を教室に取りに行く時に、教室前の廊下で、A教諭が女子児童Bに「よくがんばったね。でも、今のままでは少し足りないところがあるので、もう少しがんばってね。」「使いたいものがあったら言ってね。」などと声をかけた。その時、左手を女子児童Bの背中に回し、耳打ちするような格好になったために、女子児童Bの頭にA教諭の頭が触れた。この概要は以上です。この2点につきましては、教諭本人に性的な意図は感じられないものの、身体への不必要な接触があり、被害児童に不快感を与えたと考えられるため、広い意味でセクハラと判断いたしました。ここであげた「広い意味のセクハラ」とは、加害者側に性的な意図が感じられなくとも、相手側に不快感がある場合も含むという意味で使った表現でございます。また、他の4点につきましては、軽率な行動ではあるものの、セクハラとは言えないと判断いたしました。今後、2月下旬に県の事情聴取が予定されております。その後の県の処分につきましては、今年度中、3月の下旬の予定と聞いております。また、今後、市内の教職員に対して、最も大切なことは、児童・生徒・保護者と信頼関係を作ることであること。不用意に児童・生徒の身体に触ることは避け、十分な配慮が必要であること。その上で、積極的に児童・生徒と関わり、十分な配慮を持ってスキンシップに努めること。といった視点で、指導していきたいと考えております。

学校教育課長補佐(指導)...平成16年12月の教育委員会協議会で相談をした弁護士の件について補足いたします。相談をした弁護士は、横浜のタカオカ・カオリ弁護士で県でも務められています。御報告が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

(質疑・意見なし)

ウ 学校等における津波対策について

追加資料により、学校教育課長が説明。

学校教育課長...さて、昨年暮れに起こったインド洋スマトラ沖地震による大津波の被害

の驚異は、地震大国日本において津波に対する備えの意識をより一層高めるものとなりました。日本に関連する地震による津波につきましては、すでに平成15年9月17日、中央防災会議の専門調査会において、「東海地震」「東南海地震」「南海地震」の3つの巨大地震が同時に発生した場合、最悪の場合、死者は約2万8千人、震度7の激しい揺れや太平洋岸の広い範囲で約10メートルを超える巨大津波が押し寄せるなど想定されております。また、他の想定では、相模湾に面する小田原市付近の津波による被害は、海岸線から約1キロメートルにも及ぶともいわれております。そこで、海岸線に近く津波が到達する恐れのある小中学校におかれましては、児童生徒の安全確保の意味から、今後、各小・中学校における大地震にともなう津波を想定した避難訓練の計画とその実施が必要になってくるものと考えます。つきまして、津波の被害が想定される海岸線から約1キロメートル付近に位置する小中学校におかれましては、幼稚園6園中2園、小学校25校中10校、中学校12校中5校ですが、このうち、津波を想定した避難訓練をしておりますのが、幼稚園では前羽幼・酒匂幼、小学校はありません、中学校は白鷗中・酒匂中・国府津中です。2枚目は酒匂中の訓練計画で、他校もこれに似た訓練をしております。

安藤委員長 ...地震発生と同時に建物の外に逃げ、津波が来そうなら、再度建物に戻るのですか。

学校教育課長...津波が来襲するか否かは、震源地、深度、地震の大きさ等によりますので、一概に言うことは困難です。

江島教育長 ...校舎の安全が第一なので、先ず外に逃げて、校舎が安全であることが確認でき、津波が来そうだったら校舎に戻ることが最善策だと思います。

桑原委員 ...酒匂中の津波訓練計画では机の下にもぐるだけで、外に出ないことが前提でしょうか。

江島教育長 ...教室の子どもたちがパニックを起こさないようにすることが第一なので、結論は各場面に応じて臨機応変に対応することになります。

(2) 協議事項

ア 小田原市特定事業主行動計画策定について

資料 2 により、教育総務課長及び学校教育課長が説明。

教育総務課長... 1 ページのはじめにを御覧ください。わが国における急速な少子化の進行は、今後の社会経済活動や子どもたちの健やかな成長などへ影響を及ぼす恐れがあると心配されています。未来を担う大切な社会的財産である子どもたちが健全に発育していくための環境整備を図ることは急務とされ、国・地方公共団体や事業主などの様々な主体が一致団結し取り組んでいくために、「次世代育成支援対策推進法」(平成 17 年度からの 10 年間の時限立法)が平成 15 年 7 月に成立しました。本市は地方公共団体として、この法律に基づき次世代育成支援に関する様々な施策や事業を積極的に展開するとともに、事業主(従業員 300 人以上の事業主を特定事業主とといいます。)としても、職員の子どもたちの健全な発育について積極的に取り組んでいく必要があります。子育ては、保護者である職員やその家庭において責任を持つことは当然のことですが、社会全体において様々な担い手が子育てに関わり、支援することにより、育児への負担感や不安感が減少し、子どもを生き育てる喜びや楽しみに変わっていくこととなります。この「みんなでスクラム いきいき子育て計画」は、職員を対象とした次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画で、子育てをする職員を中心に、職場全体が一体となって子育てに取り組み、子どもたちをたくましく、心豊かに育てていくことを目指したものです。2 ページを御覧ください。計画の策定主体及び対象職員ですが、この特定事業主行動計画は、人事管理が同一で行われている事などを考慮し、市長、市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、消防長、農業委員会が連名で策定し、それぞれが任命する職員を対象としています。ただし、県費負担教職員にかかる特定事業主行動計画は、別に教育委員会が策定してそれに基づき取り組むものとなっております。3 ページの基本体系図を御覧ください。これは市職員を対象とした物ですが、最下欄にありますように県費負担教職員の特定事業主行動計画は教育委員会が別に策定とありますので、県費負担教職員に

係る特定事業主行動計画（素案）を別紙のとおり策定したものです。

学校教育課長...それでは、続きまして、県費負担教職員、小中学校の教職員を対象にいたしました行動計画について説明をいたします。別添の資料（素案）をご覧ください。ただ今、教育総務課長から教育委員会職員についての行動計画の説明がありましたが、小中学校の教職員の場合、市職員と服務等が異なりますので、教育委員会職員のものをベースとしながら、一部文言の変更、内容の修正などを行い、小中学校の教職員用に作成しました。市職員と異なる主な点は、8ページの勤務時間の割振りの弾力化等です。

安藤委員長 ...保育園の保育士を見て思いますが、育児休業中、特に子が3歳になるまでは先生に残業を極力減らしてあげたらと思いますね。